

宇都宮市立小中学校の適正規模化に関する懇談会(第3回)会議録

日 時 平成 13 年 2 月 23 日(金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

場 所 市役所 13 階 教育委員室

出席者 津布楽会長, 浅川副会長, 小林委員, 藤井委員, 新川委員, 松本委員, 須藤委員,
関口委員, 坂入委員, 手塚委員, 塚原委員, 綱河委員, 熊本委員,
高梨教育長, 阿部教育次長, 高野政策担当副参事, 黒崎教育委員会総務課長,
星野学校管理課長, 山市学校教育課長 外事務局

公開・非公開の別 公開

傍聴者 なし

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 報告事項

第 2 回懇談会会議録の確認について

(2) 協議事項

本市の実情に即した適正規模について

適正規模に向けた基本的考え方について

(3) 次回会議の日程について

(4) その他

4 閉会

会議の概要

1 報告事項

事務局より説明し, 了承を得た。

2 協議事項

各項目について事務局が説明し, その後, 意見交換を行った。

3 次回会議の日程について

第 4 回懇談会の開催日時について協議し, 3 月 29 日(木)午後 1 時 30 分から開催することとした。

発言の要旨

(事務局提案 本日の会議の内容と進め方について)

会 長 ・本日の会議の内容と進め方について, 事務局から説明をお願いします。

事務局・第 2 回会議において, 適正規模の視点から十分な検討を要するとのことであったので, 本日の第 3 回会議は, 適正規模の視点からの検討と適正規模に向けての基本的な考え方の検討を行うこととし, 予定されていた「その他通学区域に関連す

る事項」は、次回以降に検討することとしたい。このため、当初は全 4 回の会議を予定していたが、さらに 1~2 回程度、開催する必要があると考えている。(了承)

(協議事項 本市の実情に即した適正規模について)

委員 ・中核市では、適正規模を 24 学級までとする例が多いが、その理由があれば詳しく教えて欲しい。

事務局 ・根拠は必ずしも明らかにならなかったが、中核市で 12~24 学級としている都市は、都市形態が本市と類似して都市部と農村部で構成されていること、また学区の再編にあたって、適正規模と学区再編を同時並行で検討していることから、具体的な再編を想定して適正規模を設定しているためと考えられる。

・参考として、本市の適正規模を 12~18 学級とした場合は、現在ある学校の約半分以上が適正規模外となり、隣接校を含めほとんどの学校の通学区域を変更することになる。また、11 学級以下の学校は、そのほとんどが農村部にあり、通学距離や地域との連携を考え併せると現実的に見直しをする学校は絞り込まれてくると考えられる。また、19 学級以上の学校は、市街化区域内で急速に都市化が進んだ地域が多く、用地取得の関係で分離新設等の対応が困難であること、さらには全体的に児童生徒数が減少する中で新たに学校を建設することへの市民合意が得られるかどうかの問題もある。したがって、他の中核市と同様、今後の事業の進め方を考えると、現実的な対応も踏まえて考慮する必要があると考えられる。

会長 ・他にご意見はありますか。案では、前回の懇談会での意見をできるだけ取り入れ、文章表現などに反映されているようですがいかがですか。

委員 ・「2 適正規模の視点」の(1)に、学習面に関する言葉がなくてよいか。また、(2)の「十分発揮できる環境であること」の「環境」という言葉はソフト面をイメージさせ、信頼関係で支えられているというようなことを意味してしまうため、「指導体制」という言葉の方がよい。

会長 ・(2)については、学校は教育経営体として組織的に営んでいるものであるもので、組織や仕組みを表す「体制」という言葉でよろしいか。(了承)

委員 ・(1)では「生きる力」という表現ではどうか。

事務局 ・文言を訂正します。

委員 ・「3 本市の実情に即した適正規模」について、視点から検討した結果であるが、「理想的な規模」と「おおむね適正な範囲」の二つの表現で「適正規模」と称しているのがわかりにくい。例えば、12~18 学級の理想的な規模を「適正規模」、しかし本市の実情から 24 学級までを「許容範囲」というように表現した方がよい。

事務局 ・その方向で訂正します。

委員 ・24 学級までを適正規模の許容範囲とするならば、11 学級以下での許容範囲という考え方はないのか。小規模でも地域の実情もある。

事務局・適正規模を視点から検討した結果、11 学級未満とする理由付けが難しい。また、中核市などでも適正規模の下限が 12 学級を下回る市はないことから、下限を 12 学級とした。ただし、11 学級以下の学校がすべて不適正で、全部の学校を見直しや統廃合の対象とすることではない。11 学級以下の学校については、別途、適正規模化の中で範囲を定めて絞りこむことなどが考えられる。

会長・中長期的な児童数の減少や教員配置が改善されつつある状況等を踏まえて 24 学級までは何とか許容できるということで、文言を修正、整理する。本市の実情に即した適正規模については、この案で了承いただけるか。(了承)

(協議事項 適正規模に向けた基本的考え方について)

委員・懇談会の結果をどういう形で審議会に持っていくのか、審議会と懇談会の関連を再度確認しておきたい。

事務局・教育的観点から本市の適正規模を明らかにし、適正規模を基に、かつ地域の意見を踏まえながら通学区域の見直しを進めて行く予定である。そのため、懇談会では、まず適正規模を検討いただきたい。また、審議会が適正規模化に向けて具体的な対応を検討する上で配慮すべき事項など、方向性を示していただくことを期待している。

委員・重要と考えられることは、学校を統廃合するなどの場合において、どれだけ説得力を持つ理由かどうかということである。

・懇談会で基本的な考え方を十分に出さないと、適正規模を 12～24 学級と定めたことが生かされないことにもなる。このため、配慮されたい事項を具体的に示していく必要があると考えられる。

・少子化の中で国際化や情報化が進み、小中学校の教育にも大きな影響を及ぼしている。新しい時代にならざるを得ない教育を行うためには、ある程度の規模が必要となる。そういう観点も是非入れてはどうか。

事務局・適正規模に向けての一案として示したものだが、今後の審議会の掘りどころとなるので、委員の意見を十分にいただきたいと考えている。

委員・(5)に「市民の意向を踏まえる」とあるが、地域住民の意向か市民全体の意向か。地域住民の話を優先すると住民のエゴが出やすい。市民という観点から学区外の人にも加わる権利があり、市の発展を考えた場合は、「市民」でよい。しかし、その場合、その会合をどう設定するか難しくなる。「市民」とするなら、市民の参加を想定しておかなくてはいけない。

事務局・審議会は全市的な立場で協議いただく場である。また、具体的な再編では、学校に関係する地域住民との協議の場として地域懇談会を作る予定である。そのため、両方の意味を込めて「市民」という表現とした。審議会でも市全体として合意をいただき、合意に基づき各地域へ下りていくというような進め方を考えている。

委員 ・他の地域で、再編がまとまらないところを見ると、市民の立場の方が加わっていただろうと思う。「市民」という言葉でよいだろう。

会長 ・具体的には審議会と地区懇談会の二段構えを想定して「市民」という言葉を用いているということです。他に何かありますか。

委員 ・(1)について、子どもの学力をつけることが学校の大きな役割であるが、この文言は精神面が強調されているようなので、「・・・たくましく生きる子どもが育成できること」と「適切な学力育成と望ましい学校運営ができること」としてはどうか。

委員 ・(1)は子どもに焦点を当て、学習指導面や学力の話などを加えてはどうか。
・学校運営については、新たに(2)としてタイトルを「魅力ある学校づくり」というような未来志向なものにしてはどうか。または「・」項目としてもよいが、ここでは学習指導方法の多様化、学級編制の柔軟化等も含めてより良いものを探していくことができる学校運営が可能かどうかという観点が大事である。そのためには、学校内で色々な挑戦や試行錯誤ができるような体制になっていないといけない。

委員 ・(1)について、両委員の意見は、学校規模の適正・不適正に関わらず今後の学校教育のあり方でもある。適正化を図る上での学区編成の指針としては、地域特性や学校の実情、児童生徒数の推移、市民や地域の意向などの方が、明確ではないか。望ましい学校像はすべての学校で追及していくものであり、ここに入れても問題はないが、少し観点が異なるのではないかと思う。

委員 ・「学校の教育活動」という文言は、意味が広く、全部含まれてしまう。例えば、マンツーマンなら学力は育つかといえはそうとはいえないし、小学校へALTを派遣して楽しみながら英語に親しみましょうという場合は、ある程度の人数がいないと活動できない。その意味で、「学校の教育活動」という全体を包んだ表現では、意図が伝わりにくいので、具体的な表現の方がよい。

委員 ・(2)と(5)について、(2)の「地域の特性を踏まえる」は地域住民の意向を踏まえるという意味にもつながるが、一方で(5)に「市民の意向を踏まえる」とある。見直し対象となる地域の意見を市民の多数意見が説得するという印象も与えかねないので、(2)と(5)の整合性を考える必要がある。

事務局 ・(2)は、本市においては、例えば農村部の小学校は創立から小規模であることの地理的特性や、学校と地域は様々な係わりがあることなどから視点として揚げたもの。(5)は前述のとおりである。

会長 ・(1)では、これからの学校像を掲げることがねらいではなく、学校像を実現できる表現で簡潔に表したい。しかも一方で、未来志向的な表現としたいところでもある。

事務局 ・この指針が審議会での拠りどころとなるので、できるだけ簡潔でわかりやすい中身としなくてはならないが、(2)以下に比べて、(1)は少し抽象的な表現となっているので、もう少し整理が必要と考えている。大事な点であるので、さらにご意見をいただきたいと考えている。

委員 ・学校によってある程度校長の教育方針も異なる。適正規模と少し異なるが、東京では、自由に学校を選択するという考え方が主流になっている。本市では過去に町村合併した経緯から、旧市内と新市内では、状況が全く異なる。全部を自由学区にすることは難しいため、旧市内の中心部を自由学区にしてはどうか。また、将来、少子化で児童数が減少するため、今の12～24学級をもう少し下げてもよいのではないかと思う。

・街の発展から考えると、中心部の小学校の統合も考えられるが、その前提として、中心部を自由学区にして、好きに選べるようにするという考え方もある。そういうことを、適正規模を検討する中で議題にしてはどうか。

会長 ・そのようなことが、中長期的に課題として出てくると思う。これからの学校はどうあるべきかを指針の中に押えておかななくてはならない。また、公立学校は、子どもだけでなく大人にとっても重要であり、地域のセンター的な役割がある。審議会や地区懇談会で具体的な話し合いが展開されるであろう。このようなことも視野に入れながら、適正規模はどのようなものか、そして適正規模に向けて取り組む時にどういうところに配慮すべきかというガイドラインを示していくことが必要と考えている。

事務局 ・東京の一部の区などでは自由学区制が広まりつつあるが、根本的に本市と違うところは、区の場合は区域が非常に狭いことで、品川区の場合は、本市の14分の1の面積しかなく、住宅等の密集地域に40校の区立小学校があるという過密状態である。逆に言うと、本市の場合は14倍の広さがあるので、品川区のような制度をすぐに取り入れることは難しいものがある。仮に実施するとなると、限られた範囲でしかできないのではないか。その意味で、非常に難しい部分があるというのが率直な感想である。

委員 ・今も市内に自由学区がある。新市内で自由学区は無理だと思うが、中心部の4校くらいはできないか。もう少し先を読んだ指針を考えてみては、12～24学級とするのは、文部省の国庫補助を受けやすいからという理由ではなく、本市の実情に合わせたものではなくてはならない。

会長 ・義務教育段階の公立学校はどうあるべきかが、国民的な課題となっている。適正規模化の指針について、他に何かありますか。

委員 ・2の(4)「適正規模から外れる学校がすべて不適正ということにはならない」という文言に続いて「適正規模から外れる学校の適正化のため」とあるが、全体的な流れからするといかがなものと思う。

事務局 ・表現を整理します。

会長 ・指針は(1)から(5)までであるが、(1)は、(2)以下とは違って、これからの学校についての考えを表す指針とし、(2)以下は具体的な指針とする。

委員 ・指針に入れるべきかどうかはわからないが、通学区域は、単に線を引くだけではないと思う。ある意味で、地域はコミュニティとして、学校から帰ってから子どもを育て

る単位なのかもしれない。公民館活動や児童会活動など今後の教育行政を、通学区域を単位として考えていけば、住民にとってもっとわかりやすくなる。

会 長 ・校区というと通学区域のみを指すが、そのような行政単位の方に、だんだんなっ
てきていると思われる。公民館や児童会活動で高齢者や地域の方々の実力を生
かす意味でも、地域が子どもを育てるまとまりのようなものということを取り入れられ
たらという要望ですけど、いかがですか。

委 員 ・(2)の「地域コミュニティ活動」の中に含まれているともいえる。

会 長 ・中教審「今後の地方教育行政の在り方について」で、学校が地域コミュニティの拠
点となることを言っているが、参考にならないか。

委 員 ・通学区域は、具体的な話になると単なる線引きの話になりがちであるが、そうならな
いようにしなくてはならない。

会 長 ・他にご意見はありませんか。ないようでしたら、頂戴したご意見を取り込んで次回に
諮ります。